

第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）策定要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会・経済情勢の著しい変化に対応して、中・長期展望のもとに本県教育行政の基本的方向を明らかにし、教育行政の総合的、計画的な推進を図るための教育計画の策定について、必要な事項を定める。

（名称）

第 2 条 この計画は、「第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）と称する。

（後期計画の性格）

第 3 条 後期計画は、県教育委員会の所管事項を中心に、第 6 次山形県教育振興計画の計画期間後期において本県教育が進むべき方向及び各分野における施策の内容と方向を明らかにするものである。

2 後期計画は、「第 3 次山形県総合発展計画（平成 22 年 3 月策定）」の教育分野に関する具体的計画として位置付け、また、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置付けるものである。

3 後期計画は、市町村に対しては県との一体的な施策の推進を期待し、さらに県民に対しては理解と協力を求めようとするものである。

（後期計画の対象・範囲）

第 4 条 後期計画の対象・範囲は、県教育委員会の所管事項を中心として、本県教育振興のため必要と認められる教育全般に関する事項とする。

（後期計画の期間）

第 5 条 後期計画は、平成 32 年度を初年度とし平成 37 年度を目標年度とする。

（後期計画の構成）

第 6 条 後期計画は、今後おおむね 5 年間の中・長期展望に立った、本県教育の基本的姿勢及び施策の方向（総論）と、総論を踏まえながら、今後進むべき具体的施策の方向を明らかにした部門別計画（各論）から構成する。

（後期計画の策定方針）

第 7 条 後期計画は、教育を取り巻く環境の変化や前期の総括を踏まえ、基本方針及び主要な施策を見直すとともに、後期における推進工程を示すものとする。

（後期計画の策定期限）

第 8 条 後期計画は、平成 31 年度末を目途として策定する。

(知事部局との連携)

第9条 後期計画策定にあたって、知事部局の所管事項と関連するものについては、知事部局の関係部局に協力を要請し、十分な連携を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後期計画の策定に必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。